

<文献紹介>

地球環境時代の新しい国際法理論の構築に向けて

EDITH BROWN WEISS, *In Fairness to Future Generations : International Law, Common Patrimony, and Intergenerational Equity*,
The United Nations University, 1989, pp.414

キーワード：地球環境問題，世代間衡平，国際法

田 邊 朋 行

1. 地球温暖化，オゾン層の破壊，生物種の絶滅等，現在われわれが直面している地球環境問題は，将来世代に対し計り知れない犠牲と負担とを強いることが予想される。「祖先から受け継いだ地球環境を，いかに将来世代に発展の可能性を残したまま継承させるか」という問題は，われわれ現世代に投げかけられた大きな課題のひとつである。

従来の国際法理論において，地球環境問題がもつこうした世代間衡平に関する側面は，ほとんど考察されることがなかった。なぜなら，伝統的な国際法は主として現在の国際社会における，その法主体が従うべき行為規範を定めたものだからである。今後われわれが世代を超えた地球環境問題の解決に取り組むためには，世代間衡平の視点に立った新しい国際制度の創設，及びその制度設計に資する新しい国際法理論の枠組みの構築が是非とも必要となろう。

2. 本書はその著書名からも察せられるとおり，国際法の世代間衡平（とくに将来世代に対する衡平）的側面という新しい国際法理論の枠組みを提示した画期的な書である。著者は現在ジョージタウン大学の国際法及び環境法の教授職にある気鋭の女性学者である。

3. 本書は総論と各論の2部で構成されている。総論は世代間衡平の理論的枠組みを論じた部分で，各論はその理論的枠組みを今日直面している様々な地球環境問題に適用したケース・スタディーから成っている。

総論は五つの章から成る。第1章で著者は，われわれ現世代の資源利用・開発行為が三つの世代間衡平の問題を惹起せしめることを指摘する。その問題とは，将来世代に対して資源を涸渇させてしまうこと，将来世代に対して資源の質を低下させてしまうこと，及び資源アクセス・利用が異世代間で差別的に行われること，である。

こうした世代間衡平の問題に対処するため，第2章で**世代間衡平の理論**が構築される。世代間衡平の理論は信託法理論から大きな示唆を受けている。すなわち，各世代は，将来世代に対して地球の受託者，過去の世代に対してその受益者としての役割を同時に担っているという理論である。

続けて著者は世代間衡平の理論から，各世代のとるべき行動指標として三つの**世代間衡平の原則**を導き出す。その原則とは，各世代は将来世代の選択の幅を狭めることのないよう，多様な資源を保全しなければならないという**選択肢**

保全の原則，各世代は祖先から継承した地球環境を同等な質で将来世代に引き継がなければならないという質的保全の原則，及び各世代はその構成員に資源への平等なアクセスを保証し，かつ将来世代のアクセスも担保しなければならないというアクセス保全の原則，である。これらの世代間衡平の原則は，著者が提唱する地球の受託者・受益者としての各世代に付与される権利・義務関係，すなわち地球的権利・地球的義務の概念の理論的基礎となる。

第3章ではこの地球的義務の概念が明かにされる。地球的義務とは，将来世代及び現世代の平等な資源アクセス・利用を担保するために，各世代の構成員に課せられるもので，具体的には以下の五つの地球利用に係る義務から成っている。すなわち，資源保全の義務，資源の公平な利用を保証する義務，資源及び環境に対する有害な影響を未然に回避する義務，環境破壊を防止し，損害を最小化するために事故時における緊急援助を行う義務，並びに損害に係る費用を負担する義務，である。

続いて第4章では地球的権利の概念が明かにされる。地球的権利とは地球の受益者としての各世代に付与される集団的権利であり，以下の三つをその内容とする。すなわち，各世代は，過去の世代におけるのと同等の状態で地球環境を受け継ぎ，過去に匹敵するだけの多様性を備えた天然・文化的資源を承継し，そして地球の恵みに平等にアクセスすることができる，という権利を有している。

以上の議論をふまえ，総論部最後の第5章では，将来世代に対するわれわれの責務を全うするための八つの具体的戦略が論じられている。その内容は，意思決定過程に将来世代の代弁者の意思を反映させる機能を加えること（オンブズ

マン制度），再生可能資源の持続可能な利用，資源保全に係る施設及び業務の維持，天然・文化的資源の監視，われわれの行動の将来世代に対して及ぼす影響の評価，環境保全に資する科学的研究と技術開発，地球的権利及び地球的義務の法典化，並びに地球環境教育の推進，から成る。

次に各論においては，今日われわれが直面する重大かつ緊急の地球環境問題として，以下の五つのテーマが取り上げられている。すなわち，核廃棄物の処分（第6章），生物資源（生物学的多様性）の保護（第7章），再生可能資源（森林，水資源，土壌）の保全（第8章），文化的資源及び生態系に関する知見の維持（第9章），並びに地球温暖化問題（補遺），である。

これらのテーマに対して，当面する地球環境問題が具体的にどのようなかたちで世代間衡平の問題を顕在化させているのか，どの世代間衡平の原則を適用すれば問題解決の糸口をつかめるのか，問題解決の手法としていかなる政策が採られるべきか，といった問題に解答が与えられている。さらに，ここでは，科学的不確実性を根拠に現世代が問題解決を留保することが，将来世代に計り知れない犠牲と負担を強いる（高レベル放射性廃棄物処分，地球温暖化の例を考えよ）ことが強調されている。

4. 本書は，従来の法学の概念からはかなり乖離した権利・義務関係や法原則を提唱している点，また市場メカニズムや技術革新に対して悲観的な点等，大きな議論の余地を残しているとも考えられる。しかし，国際法の理論的枠組みに「将来世代に対する公正」という地球環境問題に取り組むうえでの重要な視点を導入するなど，本書の内容は極めて興味深かつ示唆に富むものとなっている。

（たなべ ともゆき 経済部経営研究室）